

令和3年度長岡京市内部統制評価報告書の審査意見

1 審査の対象

- (1) 長岡京市内部統制評価報告書
- (2) 長岡京市内部統制評価報告書【附属資料】
- (3) 長岡京市内部統制に関する基本方針
- (4) リスク評価シート
- (5) リスク事案発生報告書

2 審査の時期

令和4年6月10日から令和4年7月25日まで

3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書、内部統制評価報告書【附属資料】、リスク評価シート、リスク事案発生報告書について、市長から提出があり、内部統制推進課の説明を聴取した上で、ガイドライン及び内部統制に関する基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価が適切に実施されたかどうかについて審査した。

4 審査の結果

内部統制評価報告書を審査した結果、基本方針に基づき評価手続が適切に実施され、また、運用状況の不備があったリスク17件についても、内部統制の重大な不備に当たるかどうかの確認を的確に行い、評価判断が適切に行われていると認める。

5 審査意見

令和3年度長岡京市内部統制評価報告書について、上記の通り審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当であると考えられる。しかしながら、運用状況の不備件数が前年度を大きく上回り17件発生した結果は注意すべきである。内部統制は全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができないとしても、一旦、不備等が発生すれば内部統制の取組全体に対する疑念を生じさせることに繋がる。そのため、職員自らがそのことを十分認識し、業務に対し責任を持って取り組まなければならないことから、今一度、各職員への内部統制制度の周知を強く求めるところである。

内部統制は、継続的に見直しを行いながら構築していくものである。さらに、内部統制の精度を高める工夫をし、法令の手続きに基づいた健全かつ効率的、効果的な業務の遂行に取り組み、市民の市政に対する信頼の確保と質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供がなされるよう望むものである。